

豊橋市オープンデータの推進に関する指針

1 本指針の目的

本指針は、国が策定した「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」や豊橋市（以下「本市」という。）が平成31年4月に策定した「豊橋市情報化方針」などを踏まえ、公的データの活用を促進することにより市民生活の向上、企業活動の活性化などを図り、本市がオープンデータを進める際の基本的な考え方及び取組の方向性を示すものである。

2 オープンデータを推進する意義・目的

オープンデータを推進する意義・目的は、次のとおりとする。

(1) 行政の透明性・信頼性の向上

本市が保有する情報をオープンデータとして公開することにより、行政の透明性や信頼性の向上が図られる。

(2) 公的データの共有及び協働による地域課題の解決

本市ホームページを通じて、市民やNPOなどと公的データを共有することで、本市の課題を協働により解決するきっかけとする。

(3) 本市の経済活性化、新事業の創出

市内で活動する企業やNPOなどが、公的データの編集、加工、分析などを行い、市場経済で活用することで、産業分野や保健・医療・福祉分野などにおいて新たなビジネス又はサービスが創出され、本市の経済活性化及び市内中小企業の振興に寄与する。

(4) 行政における業務の高度化・効率化

政策決定などにおいて公的データを効果的に分析することにより、業務の高度化、効率化が図られる。更に、オープンデータの推進を契機に、市民の利便性向上及び業務の効率化が図られる。

3 オープンデータ推進のための基本原則

本市においてオープンデータを推進するための基本原則は、次のとおりとする。

(1) 本市自らが積極的に公的データを公開する。

(2) 機械判読が可能で、二次利用が容易な形式で公開する。

(3) 営利目的、非営利目的を問わず活用を促進する。

(4) 取組可能な公的データから速やかに公開などの具体的な取組に着手し、実績を蓄積する。

4 推進体制

オープンデータ推進のため、全庁的な体制（豊橋市情報化推進会議）によって取組んでいくものとする。

5 本指針の改定

本指針は、今後の国における検討及び技術の進展などを踏まえ、随時改定していくものとする。

附 則

この指針は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成31年4月1日から施行する。